

平成22年1月4日から 市制施行に伴い 住所表示が変わります



▲三好町6月定例議会において、三好町が「みよし市」になるための関連議案が可決されました。これを受けて6月29日、久野知英町長が神田眞秋愛知県知事に市制施行申請書を正式に提出しました。

市制施行に伴い、平成22年1月4日から皆さんの住所表示が変更になります。

住所表示の変更については、町としての案を2月の区長会で各行政区長に提示しました。この案に各行政区から字名の変更などの意見をいただき、一部の例外を除き新しい住所表示の原案を決定しました。今後、三好町議会での議決など、住所表示の変更手続きを進めていきます。

◆住所表示の変更方法

- ①「西加茂郡」の表記をなくします。
- ②「三好町」が「みよし市」に変わります。
- ③「大字○○」を「大字」の表記をなくし「○○町」とします。
- ④「字」の表記をなくします。
- ⑤「大字」の表記がない場合は、変更ありません。

◆住所表示の変更例

「変更例1」

現 愛知県西加茂郡三好町大字三好字小坂50番地
新 愛知県みよし市三好町小坂50番地

「変更例2」

現 愛知県西加茂郡三好町三好丘桜一丁目1番地1
新 愛知県みよし市三好丘桜一丁目1番地1

◆一部の例外(大字・小字の変更)

現	大字西一色字村	↓	新	西一色町中
現	大字三好字二ノ沢	↓	新	西一色町二ノ沢
現	大字明知字芋相	↓	新	明知町美並
現	大字明知字芋田	↓	新	明知町豊
現	明知みなよし台	↓	新	みなよし台

▼問い合わせ〓市制施行準備室

☎(32)80005 ㊟(32)21005

✉ shisei@town.aichi-miyoshi.lg.jp